

# マージン率等の情報提供について

株式会社コネクトワークス  
Connect Works Co.,Ltd

労働者派遣法第 23 条第 5 条に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間：2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日)

|                                                                  |          |                     |
|------------------------------------------------------------------|----------|---------------------|
| 1 派遣労働者の数                                                        | 82 人     | (2024 年 6 月 30 日現在) |
| 2 派遣先企業社数                                                        | 102 事業所  | (2024 年 6 月 30 日現在) |
| 3 派遣料金の平均額                                                       | 23,050 円 | (1 日 8 時間労働しての料金額)  |
| 4 派遣労働者の賃金平均額                                                    | 15,981 円 | (1 日 8 時間労働しての料金額)  |
| 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を、当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 | 30.1%    | マージン率               |

\* マージンに含まれる費用について

- ・ マージンには営業利益以外に、教育訓練 (e ラーニング/研修)・社会保険料 (健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労働保険料、労災保険料)・福利厚生費等
- その他会社運営経費等を含んでいます。

## 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事

- ① e ラーニング(無料)
- ② 安全衛生教育(無料)

\* キャリアコンサルティング相談窓口および連絡先

相談窓口キャリアコンサルティング担当窓口まで 047-404-5580

## 7 福利厚生に関する事項

- ・ 各種保険完備(健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)
- ・ 年次有給休暇・産前産後、育児、介護休業
- ・ 定期健康診断・ストレスチェック

## 8 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

- |                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| ・ 労使協定を締結しているか否か   | 締結済                          |
| ・ 労使協定の対象となる労働者の範囲 | 本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者 |
| ・ 労使協定の有効期間の終期     | 2026 年 3 月 31 日              |

株式会社コネクトワークス Connect Works Co.,Ltd

代表取締役 松岡 正悟

千葉県船橋市湊町二丁目 12 番 24 号湊町日本橋ビル 4 階

TEL:047-404-5580(代)

労働者派遣事業 【許可番号】 派-12-300448

有料職業紹介事業【許可番号】 ユ-12-300620